大根占町報

第5號

発行所 大根占町公民館
電話 大根占1番
編集兼発行人 宮里軍吉
印刷所 鹿屋市本町6647
南日本新聞社東部支社
電話88・98番

責任に立ちて

町長　宮里軍吉

私はあの激しかつた四月選挙を想起しつゝ筆を執つている。

あの町民の真摯なる態度、強き愛郷心を仰望し、而して私に対する燃ゆるが如き協力御支援を添けが的普及運動の急務なる事を痛感いなみ、感奮興起ひたすらに世局に処して道を誤らず、奉仕者として最大の責任を果敢に全うせんものと日夜心膽を砕いています。

先に町議會は町政推進の基本方策として新役場機構案を参考として提出になりましたが、私はその意志を尊重して参酌、慎重を期し更めて議會の協賛を得たので、これに伴う職務の更新、人事の異動を断行致しました。乃ち改組の精神を生かし、庶政の刷新を図らんとし、その間聊かも私心情慢なく明鏡止水の心境でありました。

内に役場の綱紀を粛正し、事務能力の増進を図り、明朗なる窓口町民の要望に副い、外に産業教育併進の方針に基づして農業の振興を図り、恐慌を具え、疲弊を融資を主眼とするので、将来町運隆盛し、一方町民の出役の協力と政を策かんとし、至誠奉公の一意専心に防止する道を識すると共に、あるのみであります。熱々烈烈の町の財政、町民の経済力を勘考し、ますと、極力農林、水産業の躍進する為の施設を参考として、ゆるが如き協力御支援を添けが的普及運動の急務なる事を痛感いなみ、感奮興起ひたすらに世局に処して道を誤らず、奉仕者として最大の責任を果敢に全うせんものと日夜心膽を砕いています。

先に町議會は町政推進の基本方策として新役場機構案を参考として提出になりましたが、私はその意志を尊重して参酌、慎重を期し更めて議會の協賛を得たので、これに伴う職務の更新、人事の異動を断行致しました。乃ち改組の精神を生かし、庶政の刷新を図らんとし、その間聊かも私心情慢なく明鏡止水の心境でありました。

内に役場の綱紀を粛正し、事務能力の増進を図り、明朗なる窓口町民の要望に副い、外に産業教育併進の方針に基づして農業の振興を図り、恐慌を具え、疲弊を融資を主眼とするので、将来町運隆盛し、一方町民の出役の協力と

食糧の年間自給自足能勢も萬難を排して確立されねばなりません。

向後畑作奨励の重点を何に置くかこれに要する労働力を那辺に求むるか、水田作と関連して研究の余地は充分にあると思います。更に茶園畜産の勧奨分布でありますが、上地方には緑茶の増反を期し、近畿茶工場を建設すべく準備中で温暖なる南端地区には新しく紅茶提携して猛運動展開中であります。

港湾は廿七年中に大体の施設を終り、産業開発、交通運輸の利便に資すると共に、財政力に余裕をもたらし、農水産業の振興に全面的に重点を置き得る様努力致つゝあります。

次に地方開発の先駆をなす道路の改修には全力が注がれるものと思うが、本年は相當の経費を計上されました。すゝんで納税組合を組織し租税の完納に協力しましょう。

会の議決を経て第四期港湾の整備を請願を政府に上申したいと考えている。

六、三制実施に伴う中学校建設は遅延し遺憾に存じて居りましたが、近時着々進捗しつゝある事は喜に堪えません。昭和二十七年度にも政府が継続するか否か不安感するので、本年中に大体の施設を終りたいと補助金獲得に協会と連携して猛運動展開中であります。

港湾は廿七年中に大体の施設を終り、産業開発、交通運輸の利便に資すると共に、財政力に余裕をもたらし、農水産業の振興に全面的に重点を置き得る様努力致つゝあります。

次に地方開発の先駆をなす道路の改修には全力が注がれるものと思うが、本年は相當の経費を計上されました。すゝんで納税組合を組織し租税の完納に協力しましょう。

希望

和は建設である

今年は四期から三年目に当たるように、選挙の盛り年で議員が行われました。

心気一転新しい議員に立脚して夫々の職場に於いて新部を協力の下に事業が開始される。我々は、新役員の立場をよく理解し協力を惜しまない人に公選された人々に本当に我々の為に心魂を砕いて活躍して貰く事を祈念するものである『公約（マニフェスト）』はすぐはげる」と云われた過去の例に流れない事を実践すると共に、過日の南日本新聞にある如く、「決して期せられないであろう。

過去の町の歩みを顧みて聊かこの感が無いでない。世に処するには宜しく建設的でなければならない。破壊は易く建設は難い。町民が各々の立場から選びその選に入つたのであるから我々は全力を盡しく阻害するものである。我々はこのような感をなくし本当に邁進する本和郷の建設に勇猛邁進せねばならない。『地の利は人の和にしかず』の鉄則こそ我々町民の永遠の希望である。

一般町民は素朴で夫々の職場に勤勉である。一部の疑れる過去の紐事にとらわれて町民を煽動する様なボス的存在が本町にもしも有つて所の所在地を管轄する税務署長鹿児島県知事、市町村長の何れか一ケ所に提出すれば足りるものとする

三、組合の加入脱退の自由及監督の排除

国及び地方公共團体は組合の加入脱退　又は事業活動について

農業委員會の選挙について

7月20日

去る、三月二十一日法律第八十八号をもつて農業委員會法が制定になりました。既に御承知の事とは思いますがこの法律の目的は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため、都道府県及び市町村に農民の代表機関として農業委員會を設け、その所掌事務の組織及び組織を定めることとなつて居ります。

1、自作農の創設及び維持に関すること

2、農地、採草地、放牧地又は薪炭林の利用等の調整に関すること

1、農地の利用につき斡旋、紛争の防止に関すること

2、農地の交換分合の斡旋、農地事情の改善に関すること

管理委員會が管理し、公職選挙法による選挙を行う様になつています。

農業委員會の構成は公選による委員十五人を以て組織しますが、市町村長がこの外に公選による委員の過半数が推薦した者を五人選任一ケ所で実施します。

この選挙は来る　月二十日全國一斉に行はれます。

選挙権及び被選挙権は大根占町内に住所を有する年令満二十歳以上の者で、一反歩以上の農地を経営する者、及び右の者の同居の親族、又は配偶者で一年に六十日以上農業に従事する者となります。

投票区及び開票区

大根占町に於て次の学校区を投票区とします。開票は今日より選挙の前日迄即ち七月十九日迄であります。

投票の時間　午前九時より午後五時迄

立候補届の受付開始は六月三十日行はれ、七月十日で締切ります。

投票の方法としては前の地方選挙の時に行なわれました不在者投票の方法も出来ますし、又投票の當日において身体の故障又は文盲等の理由によつて字を書くことの出来ない人に対しては代理投票も出来ます。何等差支不在者投票の出来ない人は代理人又は直接選挙管理委員會に照會して下さい。若しこれに漏れている人は今回の選挙には投票出来ないことになります。

伺農業委員に立候補される方で、くわしく知りたいと思われる方は町農業委員會に御出下さい。

解説

農業委員の選挙は農業振興の基盤を作りたいものです。

この選挙の事務は各市町村の選挙管理委員會が管理し、公職選挙法で選挙の當日投票所で投票出来ない人はこの明間内に不在者投票をして貰わねばなりません。

以上簡単に説明したのであります、有権者は先ず世話人を通して割在し名簿の登録申請書を出して貰う事したがもし此の申請書を出してあるかどうか、うたがわしい人は世話人又は直接選挙管理委員會に照會して下さい。若しこれに漏れている人は今回の選挙には投票出来ないことになります。

納税貯蓄組合

法制化される

昭和二十六年四月十日法律第百十五号を以て納税貯蓄組合法が公布即日施行さ

一、目的　租税の容易且つ確実な納付に資せしめんとする

二、組合の設立　任意に組織し政令で定める手続きによつて、その規約の要本をその組合の事務所の所在地を管轄する税務署長鹿児島県知事、市町村長の何れか一ケ所に提出すれば足りるものとする

五、所得税の非課税

納税貯蓄組合預貯金の利子には所得税を課さない

六、印紙税の非課税

納税貯蓄組合の業務及び納税貯蓄組合預金に関する書類については印紙税を課さない

七　補助金の交付

國又は地方公共團体は納税貯蓄組合に対し組合の事務に必要な事務費を補う為、予算の範囲内に於て補助金を交付する事が出来る。但し組合の役員又は組合員の報酬の支拂いに充てるため補助金を交付してはならない

八、補助金の交付手續き

毎年四月から九月までの分をその年の十月末日までに、その年十月から翌年三月までの分をその年の四月末日までに、左記事項を記載した申請書を、規約の届出を為した税務署長又は當該補助金の交付を受けんとする地方公共團体の長に提出しなければならない

1、當該期間内に使用した費用の金額、及費途別の内訳

2、當該期間内に納税貯蓄組合預金を以て納付した税金の合計額

制限強制、且つ監督を加えてはならない

四、納税資金の貯蓄方法

預金又は貯金をする場合は組合員別の口座により預貯金をしなければならない

九、補助金の限度額

國及地方公共團体の補助金の額は當該組合が納付した國税、都道府縣税、市町村税の額の割合により当該期間に要した費用を按分した額を交付するものとする

十、質問検査

税務署長及地方公共團体の長はこの法律の適正な実施を確保する為、当該組合又は組合員に対し質問し、又は補助金の交付に関して當該組合の帳簿書類を検査し、又は所属の職員をしてこれらの質問又は検査をする事が出来る

町役場

新機構成る

助役に坂元左武郎氏

昨年末から懸案の町役場機構改革も四月選挙終了後、宮里新町長、町議會の間で研究されて居たが、先の公選第二回目の町議會に於て議決され、それに伴う職員内各職務分掌の異動が行われた。

選挙による一時の空白を埋めて清新なる町政の進展が期待される。

各課の所属配置

町長　宮里軍吉
助役　坂元左武郎
収入役　福園源助
會計　永田文江
總務課・課長　前田保夫
庶務係主任　大西幸夫
松元美代子
原口清子
統計調査係主任　吉元美水
戸籍係主任　山下春二
池吉イサ
中村三勇士
中附榮次
教育民生課　課長　助役兼務
厚生係主任　前田親男
教育係主任　久保吉彦
衛生係主任　税所俊夫
獣医　原田浩
経済課　課長　今村利文
農産係主任　長濱清光
宮里悦男
室屋ハルノ
池吉里重子
商工水産係　別府串輝
生産指導係主任　課長兼務
茶業技術員　丸山泰男
土木課　課長　助役兼務
主任　吉永九州男
児島一男
眞茅磯夫
中島道子
林産係　宮下休助
税務課　課長　中村清三
主任　原口良武
水流秋直
桶元武人
宮川肇
谷脇嘉則
固定資産評價員室　室長　南、畩吉
菊谷己酉
議會事務局　書記長　矢野清
垣内清子
公民館　館長　町長兼務
副館長　村山仲助
存井孝一

犯防の夏

お茶をのみながら

△田に畑に道路で部落の出入者は見張をしておき不審な人はすぐ駐在所へ連絡を。

△盗をする人は出来ないもある、くせの人もいる知つて知らぬ振をすると良い氣になつて次々に盗む。

△夏の夜短く疲れて持出れ番も聞えぬ盗人に入られぬ様戸締厳重

△夏は寝相が悪い痴漢の徘徊も今頃盛行されて首絞しめられる。

△夏は子供も遊びが多い親の放任が不良化の本。

△牛馬の盗難は今頃油断をするとひとりで屠場に行く。

△農火は消つぼへ家火が飛んで大火となつたことあり。

四月選挙で十名の新人を加えた大根占町議會にては、五月八日第一回臨時議會招集議長に本釜清氏、副議長に諏訪原森助氏選挙により絶対多数を以て當選した本釜。議長諏訪原副議長の挨拶あり、引續き議事に入り一号議案町税賦課徴收條例の改正に属して居た教育厚生衛生等が教育民生課として独立し経済課の内二号議案大山議員提出より土木建築林産を分離して土木課とし税務課にて兼務して居た固定資産評價員を設置する條例の一部改正原案可決されたこの委員會條例の改正點は今迄で五の委員會が六つになる、即ち財政委員會教育民生委員會林産委員會土木委員會経済委員会懲罰委員会である今一つの改正點は委員長の選任をその委員會内での互選であつたものを議會議員全部で選出すると云うことに改められを委員長の選挙は次回に行うこと、として閉會

議會の窓

正副議長決定

臨時第一回町議會

役場機構の改正成る

臨時第二町議会

五月二十一日、臨時第二町議會では、今迄議會役場の懸案とされて居た役場の事務機構の改正案が三号議案として提出され満場一致可決された改正の要點は今迄總務課に属して居た教育厚生衛生等が教育民生課として独立し経済課の内に属していた統計調査係は總務課に属することゝなつた。助役収入役については町長の選任せんとする坂元左武郎福園源助両氏に満場一致同意して町の三役は揃つた訳である。本町は昨年より監査委員制度を採用実施しているが監査委員の一人議員中より選出の人が任期満了のためその選任が行われたが議會で一應選挙した結果、大山議員最高點で町長より同人を推薦全員同意した。

この外に宿利原校区に無集配郵便局設置方について請願することゝ大根占港信号所進方についてその筋へ請願する件満場一致可決更にこの二件は必要に應じては直接陳情の方法なども考慮するようにと云うことであつた。

陳情請願書として上ノ宇都橋補修方の件は土木委員会に付託することとして最後に各常任委員長の選挙に移り財政桑原、教育民生大山林産川辺、土木馬込、経済落司、懲罰神川の各委員長決定　都市計画委員として本釜議長松元長岡の両議員を選任決定し、第二町議會は終了した。

（議會事務局）

固定資産評價員の職務について

解説

今般の地方税法改正に依り（法律第四〇四号）各市町村内の固定資産を評價して納税の適正を期する爲、固定資産評價員を設置されることになりました。

評價委員の職務内容は皆様の固定資産（土地家屋及び償却資産）を時價を以てその個々の物件を評價するものであります。從來は貸價格の設定があつてこれにより課税されていたゝめ、不幸本があつても無理に納税していたのでありましたが、評價員の設定により適正なる課税が出來るのではないでしようか併し特に評價員一人の仕事のみでは完全な仕事は出來ないのであります。町民皆様の絶大なる御協力と御指示があつてこそ、いたり、現物調査をなしたり致しますから宜しく御願い致します。

故新しく設定された重大なるこの仕事に何卒全面的な御協力御指導を御願い申上ます。

細部については現在立案中でありますので次号に発表出來ると思います。

△參考

左の各号の物件を現在（毎年一月一日）の賣買價格（推定賣買價格）又は購入價格收益還元方式により評價します。

対象物件

1、田、畑、宅地、山林、原野その他の土地

2、住家、店舗、工場、倉庫その他の建物

3、土地家屋以外の事業の用に供する事が出來る資産（但し自動車、自轉車、荷車等は除く）

尚土地の場合地積は台帳面積で

地目は現況主義でなく各儀は台帳の名儀で評價されます。

今後色々と皆様から申告し取扱の事は色々と皆様から申告し取扱の事は色々と皆様から申告し取扱の事は